

改正会社法(2021年3月1日施行)の概要④

～株式交付について～

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <http://www.uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル36階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F, 1-12-32 Akasaka, Minato-ku,
Tokyo 107-6036, JAPAN

TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-8297

1. はじめに
2. 株式交付の新設に至る経緯
3. 株式交付の手続
4. まとめ

弁護士 山本 大介

1. はじめに

2019年12月4日、会社法の一部を改正する法律が成立し、改正された内容のうち、株主総会資料の電子提供制度及び会社の支店所在地での支店登記の廃止を除く部分が、今年の3月1日から施行されました(以下、改正後の会社法を「改正法」といい、改正前の会社法を「改正前会社法」といいます)。以下では、新たに施行される改正法の主要な変更点の概要を解説します(「株式会社」を単に「会社」、「株主総会」を「総会」ということがあります)。本稿では、改正法により新設された株式交付について、その概要を解説します。

2. 株式交付の新設に至る経緯

株式交付とは、株式会社(A社)が、他の株式会社(B社)をA社の子会社とするために、B社株主からB社株式を譲り受け、その対価としてA社の株式を交付することをいいます(改正法2条32号の2)。

A社がB社を子会社する方法として、改正前会社法から株式交換が定められていましたが、株式交換はA社がB社を完全子会社化するための組織再編手続であり(改正前会社法2条31号)、A社がB社を完全子会社化することまでは意図していない場合には利用できませんでした。また、A社がA社株式を対価にB社を子会社化する方法として、B社株式(現物出資財産)を出資の目的とする募集株式の発行がありましたが、原則として検査役の調査が必要となるため手続に一定の時間を要し、費用が発生することや、引受人であるB社株主及びA社取締役が財産価額填補責任を負うことなどの理由から、実務では利用されていませんでした。

そのような状況の中で、改正法による株式交付の導入により、B社株主への対価としてA社株式を発行する場合に、下の3に記載されているような一定の組織再編手続をとることによって、募集株式発行手続における現物出資規制を不要とする手続が新設されました(なお、以下では株式交付をする会社を「株式交付親会社」といい、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株

式を発行する会社を「株式交付子会社」といいます(改正法 774 条の 3 第 1 項 1 号。)¹⁾。

3. 株式交付の手續

(1) 株式交付計画の作成

株式交付を行うためには、株式交付親会社において、株式交付計画を作成する必要があります(改正法 774 条の 2)。株式交付計画には、同条に規定されている一定の事項を記載する必要があります²⁾。なお、同計画は、原則として、効力発生日の前日までに、株式交付親会社の総会において特別決議による承認を得る必要があります(改正法 816 条の 3 第 1 項、309 条 2 項 11 号)³⁾。

(2) 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み

株式交付においては、株式交付親会社と株式交付子会社の株式の譲渡人との個別の合意に基づき、株式交付親会社が株式交付子会社の株式を譲り受けることになります。

まず、株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対して、株式交付親会社の商号、株式交付計画の内容等を通知する必要があります(改正法 774 条の 4 第 1 項、会社法施行規則(以下「改正施行規則」といいます)179 条の 2)⁵⁾。株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、株式交付計画に定められた申込期日までに、申込みをする者の氏名または名称及び住所並びに譲り渡そうとする株式交付子会社の株式の数を記載した書面を株式交付親会社に交付しなければなりません(同 2 項)⁶⁾。

(3) 株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当て

株式交付親会社は、申込者の中から当該株式交付親会社が株式交付子会社の株式を譲り受けるものを定め、かつ、当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数のうちその者に割り当てる数を定める必要があります⁷⁾(改正法 774 条の 5 第 1 項前段)。株式交

¹⁾ 但し、株式交付親会社にとって、株式交付による株式交付子会社の株式の譲受けは有償の譲受に該当するため、公開買付規制の対象となる可能性があること、株式交付子会社の株式が譲渡制限株式である場合には、別途株式交付子会社による譲渡承認手続を要することにはご注意ください。

また、株式交付親会社による株式の交付は、発行開示規制の適用対象となる可能性があります。

²⁾ 具体的には、株式交付子会社の商号及び住所、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限、株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数またはその数の算定方法、当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項、株式交付子会社の株式の譲渡人に対する株式交付親会社の株式の割当てに関する事項、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日、株式交付の効力発生日等を定める必要があります(改正法 774 条の 3 第 1 項)。

³⁾ なお、株式交付子会社の株式等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式の数に 1 株当たりの純資産額を乗じて得た額等の合計額が、株式交付親会社の純資産額の 5 分の 1 に満たない場合には、総会の特別決議による承認は不要となります(改正法 816 条の 4 第 1 項)。

⁴⁾ 改正法は、株式交付親会社の株主の保護のため、株式交付の差止請求権(改正法 816 条の 5)や反対株主の株式買取請求権(改正法 816 条の 6)を規定しています。

⁵⁾ 株式交付親会社は、通知事項に変更があった場合には、その旨及び当該変更があった事項を株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをした者に通知しなければなりません(改正法 774 条の 4 第 5 項、第 6 項)。

⁶⁾ 株式交付親会社の承諾を得れば、書面の交付に代えて電磁的方法による提供を行うことも可能です(改正法 774 条の 4 第 3 項)。

⁷⁾ 株式交付親会社は、申込者に割り当てる当該株式の数の合計が株式交付計画において定められた下限の数を下回らない範囲内で、当該株式の数を、申込者が申込みを行っていた数の数よりも減少することができます(改正法 774 条の 5 第 1 項後段)。

付親会社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、当該申込者から当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数を通知しなければなりません(同 2 項)⁸。

(4) 株式交付子会社の株式の譲渡し

株式交付子会社の株式の譲渡しの申込者は、上記の通知を受けた株式交付子会社の株式の数について、株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人(以下「譲渡人」といいます。)となります(改正法 774 条の 7 第 1 項 1 号)。譲渡人となった者は、株式交付の効力発生日に、上記通知を受けた数の株式交付子会社の株式を株式交付親会社に給付しなければなりません(同 2 項)⁹。

(5) 株式交付の効力の発生

株式交付親会社は、効力発生日に、譲渡人から給付を受けた株式交付子会社の株式を譲り受けるとともに(改正法 774 条の 11 第 1 項)、株式交付子会社の株式を株式交付親会社に給付した譲渡人は、株式交付計画に定められた対価の割り当てに関する事項についての定めに従い、株式交付親会社の株式の株主となります(同 2 項)。

(6) その他

上記手続のほかに、株式交付親会社は、株式交付計画備置開始日¹⁰から株式交付の効力発生日後 6 か月を経過する日までの間、株式交付計画の内容等の法定事項を記載した書面または電磁的記録を、株式交付親会社の本店に備え置かなければなりません(改正法 816 条の 2 第 1 項)。

4. まとめ

以上のとおり、改正法により、株式会社が他の株式会社を子会社化するための新たな組織再編手続が追加されたことになります。今後の実務において、株式対価 M&A が広く利用されることになる可能性が期待されます。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

(E-mail: <https://uryuitoga.com/form>)

以上

⁸ (2)及び(3)の手続は、株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を株式交付親会社との間で締結する場合には、不要となります(改正法 774 条の 6)。

⁹ なお、株式交付計画に定められた申込期日において、申込者が譲渡しの申込みをした株式交付子会社の株式の総数が、株式交付計画において定められた下限の数に満たない場合には、その時点で株式交付のための手続が終了します(改正法 774 条の 10)。

¹⁰ 株式交付計画備置開始日とは、①株式交付計画について総会(種類株主総会を含む。)の決議によってその承認を受けなければならないときは、当該総会の日の 2 週間前の日(第 319 条第 1 項の場合にあっては、同項の提案があった日)、②改正法第 816 条の 6 第 3 項の規定による通知の日又は同条第 4 項の公告の日のいずれか早い日、③改正法第 816 条の 8 の規定による手続をしなければならないときは、同条第 2 項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日のうち、いずれか早い日をいいます(改正法 816 条の 2 第 2 項)。

改正会社法(2021年3月1日施行)の概要③

～株主提案権・社債管理会社～

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <http://www.uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル36階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F, 1-12-32 Akasaka, Minato-ku,
Tokyo 107-6036, JAPAN

TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-8297

1. はじめに
2. 株主提案権の濫用的行使の制限
3. 社債管理補助者制度の新設

弁護士 山本 大介

1. はじめに

2019年12月4日、会社法の一部を改正する法律が成立し、改正された内容のうち、株主総会資料の電子提供制度及び会社の支店所在地での支店登記の廃止を除く部分が、今年の3月1日から施行されました(以下、改正後の会社法を「改正法」といい、改正前の会社法を「改正前会社法」といいます)。以下では、新たに施行される改正法の主要な変更点の概要を解説します(「株式会社」を単に「会社」、「株主総会決議」を「総会決議」ということがあります)。

本稿では、改正法のうち、株主提案権の濫用的行使の制限と、社債管理補助者制度について、その概要を解説します。

2. 株主提案権の濫用的行使の制限

改正法により、株主提案権の濫用的行使を制限する規定が新設されました。

(1) 改正に至る経緯

近年、1人の株主により膨大な数の議案が総会に提案されたり、株式会社を困惑させる目的で議案が提案されたりするなど、株主提案権が濫用的に行使される事例が散見され、総会における審議時間が浪費され、意思決定機関としての機能が害される、会社による招集通知の印刷等によるコストが増加するなどの弊害が生じていました。

しかし、改正前会社法には株主提案権の濫用的行使を制限する明文規定は存在しませんでした。また、裁判例でも¹、どのような場合に株主提案権の行使が権利濫用にあたると判断されるのか明確でなく、実務上、会社が、濫用的行使と判断して株主提案を取り上げない扱いをするのは困難でした²。

¹ 東京高判平成27・5・19金判1473号26頁

² 法務省民事参事官室「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案の補足説明」(以下、「中間試案補足説明」といいます)15頁。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

(2) 改正の内容

取締役会設置会社において、株主が議案要領通知請求権を行使して、同一の株主総会に提出することができる議案の数を 10 個以下に制限することが可能となりました³。株主が提出しようとする議案の数が 10 個を超える場合には、株主が議案相互間に優先順位をつけているときはその順位に、株主が優先順位をつけていないときは取締役が定める順位に従い、株主に通知する議案が決定されます(改正法 305 条 5 項)。

議案の数え方については、①役員等の選解任に関する議案、②会計監査人を再任しないことに関する議案、③定款変更に関する議案で、異なる議決がされると内容が相互に矛盾する可能性がある議案は、それぞれ 1 個の議案とみなされます(改正法 305 条 4 項、同 5 項)。複数議案が提出された場合等には、株主の議案要領通知請求権の不当な制限とならないよう、議案の数を適切に判断する必要があります。

3. 社債管理補助者制度の新設

会社が社債を発行する場合には、社債管理者を設置し、社債権者のために社債の管理を委託しなければならないのが原則です(改正前会社法 702 条本文4)。しかし、実務においては、社債管理者の権限が広範であり、その義務、責任及び資格要件が厳格であること、社債管理者に適した者の確保が難しいことなどの理由から、社債管理者を設置しないですむような制度設計を行うケースが多数を占めていました。

改正法により、社債管理者を設置する必要がなく、かつ、担保付社債ではない社債について、社債管理補助者の制度が新設されました。社債管理補助者には、銀行、信託会社等のほか、弁護士及び弁護士法人がなることができます(改正法 714 条の 3、703 条、改正施行規則 171 条の 2)。社債管理補助者は、社債権者のために社債の管理の補助を行うこととされているため(改正法 714 条の 2)、社債管理補助者の有する権限は、社債管理者よりも限定されています。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

(E-mail: <https://uryuitoga.com/form>)

以上

³ したがって、株主が議題提案権(改正法 303 条 1 項)を行使して同一の株主総会に提案することができる議題の数や、株主総会の場における、株主総会の目的事項に関する議案提案権(改正法 304 条)を行使して提案することができる議案の数を制限することはできません。

⁴ 各社債の金額が 1 億円以上である場合またはある種類の社債の総額を当該種類の各社債の金額の最低限で除して得た数が 50 を下回る場合には、社債管理者の設置は不要とされています(同但書、会社法施行規則 169 条)。